

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月12日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第23条（略） （減価償却の方法）</p> <p>第24条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。</p> <p>2 減価償却の計算方法は、定額法による。</p> <p>3 有形固定資産の残存価額は、備忘価額とし、無形固定資産は、零円とする。</p> <p>4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法の定めるところによる。ただし、<u>受託研究費等により取得した償却資産のうち、契約期間終了後に他の目的のために転用することが困難と認められる場合については、当該契約期間終了までの期間を耐用年数とする。</u>また、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵令15）に定める簡便な方法により、耐用年数を算出するものとする。</p> <p>5 その他、特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。</p> <p>第25条～第29条（略）</p>	<p>第1条～第23条（略） （減価償却の方法）</p> <p>第24条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。</p> <p>2 減価償却の計算方法は、定額法による。</p> <p>3 有形固定資産の残存価額は、備忘価額とし、無形固定資産は、零円とする。</p> <p>4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法の定めるところによる。ただし、<u>受託研究費等により、特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究終了までの期間を耐用年数とする。</u>また、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵令15）に定める簡便な方法により、耐用年数を算出するものとする。</p> <p>5 その他、特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。</p> <p>第25条～第29条（略）</p>

附 則

この細則は、令和5年9月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1～別表3（略）

**【改正理由】**

国立大学法人会計基準改正への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

別表1～別表3（略）